

(構造方法等の認定に係る性能評価事務)

(住宅局建築指導課)

1. 制度の概要

建築基準法第68条の26第2項に規定する構造方法等の認定のための審査に係る構造方法、建築材料又はプログラムの性能に関する評価の全部又は一部を、同条第6項に基づき同法第77条の57の規定の定めるところにより承認する者に行わせる制度。

○建築基準法（昭和25年法律第201号）（抄）

（構造方法等の認定）

第68条の26 （略）

2 国土交通大臣は、構造方法等の認定のための審査に当たっては、審査に係る構造方法、建築材料又はプログラムの性能に関する評価（以下この条において単に「評価」という。）に基づきこれを行うものとする。

3～5 （略）

6 国土交通大臣は、第77条の57の規定の定めるところにより承認する者に、構造方法等の認定のための審査に必要な評価（外国において事業を行う者の申請に基づき行うものに限る。）の全部又は一部を行わせることができる。

7 （略）

2. 指定、登録等の基準

建築基準法第77条の57第2項において準用する同法第77条の38の規定

○建築基準法（昭和25年法律第201号）（抄）

（指定の基準）

第77条の38 国土交通大臣は、指定の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

一 職員（第77条の42第1項の認定員を含む。第3号において同じ。）、設備、認定等の業務の実施の方法その他の事項についての認定等の業務の実施に関する計画が、認定等の業務の適確な実施のために適切なものであること。

二 前号の認定等の業務の実施に関する計画を適確に実施するに足る経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 法人にあっては役員、第77条の20第5号の国土交通省令で定める構成員又は職員の構成が、法人以外の者にあってはその者及びその職員の構成が、認定等の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 認定等の業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって認定等の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

五 前各号に定めるもののほか、認定等の業務を行うにつき十分な適格性を有するものであること。

3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称、指定等の時期、法人の連絡先	指定、登録の理由等
以下のURLを参照のこと。 http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk_000019.html	上記2に掲げる基準を満たしているため。

4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答

特になし

5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

料金等	積算根拠
手数料は国土交通省令で定めるところにより納める旨、建築基準法第97条の4第2項において規定されている。手数料の額は同条からの委任を受けている建築基準法施行規則第11条の2の3第6項において規定されている。	試験料金（人件費＋物件費）＋審査料金（人件費＋物件費）

事務の料金とその積算根拠に係る事項のインターネットによる公開

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/designated_org/sekisan.html

6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果（平成21年3月現在）

見直しの結果、特段の問題はないが、引き続き基準に沿った運用に努めることとする。

7. 政策評価

平成23年度末までに実施予定